

お客さま 各位

株式会社紀陽銀行

各種預金規定等の電子化と改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社紀陽銀行は、下記のとおり、紙資源の節減の一環として預金規定等を電子化いたします。電子化の対応により、当行のホームページで最新の預金規定等をご確認いただけるようになることから、誠に勝手ではございますが、「預金規定」の配布を終了いたしますので、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

また、下記のとおり、預金規定を改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用いたします。

記

1. 預金規定の主な改定内容

(1) 休眠預金等活用法の施行に伴う改定（下記2における☆の規定）

平成30年1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に対応して、平成29年12月に預金規定の追加条項をお知らせしましたが、関連するシステムの開発が完了したことから、休眠預金等活用法に係る異動事由、休眠預金等活用法に係る最終異動日等、休眠預金等代替金に関する取扱いおよび通知方法に関する条項について、改定または追加いたします。

※下記に「普通預金等共通規定」の休眠預金等活用法に関する条項を例示いたします。

(2) 口座不正利用に伴う口座の利用停止に関する規定の変更（下記2における★の規定）

流動性預金の入金に関する規定に「ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。」という旨を追加いたします。

(3) 振込金の入金に関する規定の変更（下記2における□の規定）

銀行営業時間外の振込金の口座への入金において、時間の拡大を踏まえ、振込金の入金が振込通知受信の翌営業日以降となる場合があることを規定上に明記します。また、当座勘定規定において、手形、小切手などの決済資金の入金時限を15時とする旨を明記します。

(4) 規定変更時の取扱いの明確化に関する規定の追加（下記2における■の規定）

各預金規定に「この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。」という旨を追加いたします。

2. 電子化する預金規定等

規定名	改定内容			
○普通預金等共通規定	☆			■
・総合口座取引規定				■
・普通預金取引規定	★	□		■
・貯蓄預金取引規定	★	□		■
・通知預金取引規定				■
・通帳式通知預金規定				■
・納税準備預金規定	★	□		■
○当座勘定規定（一般当座用）	☆		□	■
○当座勘定規定（個人当座用）	☆		□	■
○当座勘定規定（専用約束手形口用）	☆		□	■

規定名	改定内容			
	☆	★	□	■
○リーフ口普通預金規定	☆	★	□	■
○リーフ口通知預金規定	☆			■
○定期預金共通規定	☆			■
・通帳式定期預金共通規定				■
・期日指定定期預金規定				■
・自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定				■
・自由金利型定期預金規定				■
・紀陽6カ月据置定期「自由自在」規定				■
・変動金利定期預金規定				■
○積立定期預金共通規定	☆			■
・積立定期預金＜ライナー＞規定				■
・積立定期預金＜たくわえ＞規定				■
○財産形成預金規定				■
○財形年金預金規定				■
○財形住宅預金規定				■
○譲渡性預金規定				■
○盗難通帳・証書による払戻被害に関する預金取引追加規定				
○重大な過失または過失となりうる場合				
○振込規定				

※既に電子化されているもので改定がある預金規定等

規定名	改定内容			
	☆	★	□	■
○紀陽銀行インターネット支店 取引規定				
○紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定	☆	★	□	
○紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定	☆			

3. 開始時期

平成30年10月1日（月）

以上

〔例示〕「普通預金等共通規定」の休眠預金等活用法に関する条項

9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が残高の確認を把握できる場合に限ります。）
- (6) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります。）
- (7) 預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと
- (8) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握できる場合に限ります。）
 - ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - ② この預金の種別
 - ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ④ この預金の名義人の氏名または名称
 - ⑤ この預金の元本の額
- (9) 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金に前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前記第9条の異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合は、当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑤ 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金に前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等

11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。ただし、マル優預金は対象外とします。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

12. (通知方法)

この預金について、前記第10条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。

以 上